

## Q & A

### 証拠保全時の対応はどのようにしたらよいか？

Q. 個人医院を開業している医師ですが、先程、裁判所職員の訪問を受け、本日、とある患者さんの証拠保全を行うとの連絡がありました。この患者さんとは事前のやりとりなどはありませんでした。いきなりの訪問で、どのように対応すればよいのかわからず不安です。証拠保全とは、どのような手続きでしょうか。何か注意することがあれば教えてください。

A.

#### 1. 証拠保全手続について

証拠保全とは、当事者の申し立てを受け、裁判所の決定により、あらかじめ証拠調べをしておかなければその証拠を使用することが困難となる事情があると認めるときに裁判所が行う証拠調べ手続きのことで、民事訴訟法第234条以下に定められています。実務的には、患者側が損害賠償請求や民事裁判等の提起に先立ってカルテ等患者に関する診療記録の一切を入手する手続き、と理解していただければ大丈夫です。

証拠保全は、建前上、診療記録等の改ざんの危険性が高い場合に、これがされてしまうと証拠としての利用が困難になることを理由として行われるものですので、証拠保全が実施されるとの連絡は、証拠保全の直前にあります。証拠保全実施当日に、裁判所職員が事前に証拠保全の決定書と期日の呼び出し状を持って来院し、その1～2時間後に、裁判官らが訪れて証拠保全が実施されるケースが多いようです。なお、実際には、医院のお昼休み時間等、出来る限り診療に支障がない時間帯になるよう配慮されています。

証拠保全実施当日には、裁判官のほか、裁判所書記官、証拠保全を申立てた患者側の弁護士、記録を謄写（コピー、写真撮影）するための業者などが来ます。そして、提示した証拠類を記録謄写業者がその場で謄写する方法によって行われることが一般的です。

#### 2. 証拠保全実施前の準備について

証拠保全手続きは突然に行われますので、入念な準備の余裕はありません。まず、裁判所職員が持参した証拠保全の決定書の別紙に「検証物目録」という、証拠保全の対象物の一覧表の内容を確認してください。そして、その記載に沿って、カルテや画像、検査記録など必要な書類の所在を確認してください。倉庫など別の場所に保管しているなど手元にないよう

場合は証拠保全時にその旨を伝えてください。なお、書類確認にとどまらず、コピーなど用意しておいたら、かえって改ざんを疑われた、という例も聞きますので、あらかじめコピーなどの準備は不用です。

また、近年は電子カルテシステムを採用している医院等も増えています。仮に、電子カルテを採用しているようであれば、電子カルテの内容をもれなく出力する作業等のために、裁判官から、システムの機能や設定の確認などの質問を受けることがありますので、電子カルテシステムの担当者の立ち会いや操作マニュアルの所在も確認しておいてください。

なお、今回のようなケースとは異なり、事前に患者さんとのやりとりがある場合や一定規模の病院においては、対象物の一覧表に、医師会や保険会社等の関係機関に提出した顛末報告書、事故報告書の写し、院内で実施した事故調査委員会報告書やアクシデントレポート等と記載されてことがあります。これらは、患者との医事紛争やトラブルを契機に作成され、もっぱら内部で利用するために作成された書類ですので、本来は、証拠保全手続きによって提示するべきものではありませんので、対応には注意してください（[「院内事故報告書提出義務について」東京高裁平成 15 年 7 月 15 日判決参照](#)）。これらの書類が、診療録と一緒に綴られている場合には、そのまま謄写されてしまう恐れがあります。そのため、日頃から、カルテ等とは別個に管理するよう注意してください。

### 3. 証拠保全実施中の注意点について

基本的には、裁判官より証拠の提示等の指示がされますので、原則としてその指示に従ってください。また、裁判官から、提示された証拠物に関連した質問がされる場合がありますので、これには正直に回答をしてください。

ただし、回答をした内容は、全て裁判所が作成する調書に記載され、後日、裁判等で証拠となる可能性があります。したがって、正確に回答できる自信がない場合は、「突然のことであり、分からない」とのみ回答し、憶測で回答をすることは避けてください。

一方、患者側の弁護士から、証拠保全の手続外のことで質問を受けることがあり、稀に、証拠保全の手続きが終った後で示談交渉などを要求される場合もありますが、応じる必要はありませんので、速やかに退去を求めてください。

### 4. 証拠保全後の注意点について

証拠保全手続きは、カルテ等の証拠の現在の状況を明らかにし、後日、カルテ等の改変が

あったなどという誤解や対立を回避するためにあります。まれに、証拠保全手続きの後でカルテ等を見返してみて、記載漏れが見つかった、記載が不十分であったとして、書き加えをされる例がありますが、カルテ等への書き加えは行わないでください。

善意であったとしても、カルテ等に手を加えてしまいますと、患者側から間違いなくカルテの改ざんをしたと主張され、訴訟等において、そのカルテの信用性のみならず、医院の主張全体の信用性が揺らぐなど、医院に不利益になる可能性がありますので、注意してください。

#### 【参考文献】

- ・ 高橋 譲 編著. 医療訴訟の実務. 東京: 商事法務; 2013. p.22

#### 【メディカルオンラインの関連文献】

- ・ [第 12 回 証拠保全](#)\*\*\*
- ・ [4. 医療記録を改ざんした場合の刑事責任について](#)\*\*\*
- ・ [1. 民事裁判手続の内容について](#)\*\*

「\*」は判例に対する各文献の関連度を示す。